

「生活保護における自動車保有問題に関する院内意見交換会」(2025年3月12日)を開催しました

日本弁護士連合会貧困問題対策本部

淵上玲子・日弁連会長の開会あいさつ

生活保護は憲法第25条第1項の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を具体化するものとして設けられた制度であり、日弁連では、貧困問題対策本部を設置して、これまで継続的に調査研究、提言の公表を行ってまいりました。(中略)

本日の意見交換会では、国会議員の先生方、早稲田大学の遠藤教授、当事者の方を始め、様々な角度から生活保護制度の現状や克服すべき課題についてお話を伺い、皆様と一緒に、今後の生活保護制度について、議論を深める契機となることを願っております。



日弁連意見書についての報告

貧困問題対策本部の太田伸二事務局次長が、2024年9月19日に日弁連が公表した「生活保護における自動車保有・利用の制限緩和等を求める意見書」について報告した。

同意見書は「処分価値の小さい自動車は当該地域で70%程度の普及率を目安に原則として保有を認める通知を发出すること」や「自動車の維持費について最低限度の上限額の範囲内で給付する制度を創設すること」を求めている。

太田事務局次長からは、自動車の保有率が高い地方では、日常生活に必要不可欠であり、現在の制限的な運用は生活保護と自動車の二者択一を迫ることになっていること、自動車の保有制限が憲法の保障する移動の自由(憲法13条、22条)や生活保護法の趣旨に反すること、意見書で求めた自動車の利用制限の緩和が、厚労省の2024年12月25日付け事務連絡によって一部実現したことなどが報告された。



自動車保有問題の当事者の方のご発言

○三重県鈴鹿市から、自動車保有を否認されたため、提訴した方

Q.津地方裁判所を聴いた率直な感想を教えてください。

A.自動車の保有は当然という判断を出してくれてすごく感謝しています。

私に自動車保有が認められるならば、同じような障害を持った方、私よりもスーパーが遠くにある方などに同じように認められなきゃならない。

Q.裁判をやろうと決意した理由を教えてください。

A.車は私の足だし、認めてもらえないのはおかしい。不平等、不誠実だからこそ裁判を決心しました。

Q.裁判をやることに躊躇はなかったのでしょうか。

A.私の人生の中で最後にお役に立ちたかった。死ぬまで頑張ろうと決めたから。

○自動車保有を否認され、交渉の結果、保有を認められることとなった方

Q.自動車を使えないと、どういうことで困りますか。

A.まず子どもの送迎ですね。子どもの保育所はお昼寝布団を持参しなきゃいけないので、子ども3人を送迎しつつ、お昼寝布団3セットを持って登園するのが大変です。

Q.自動車の処分をしなさいと言われたときはどういう気持ちでしたか。

A.子どもの送り迎えと通勤、買い物、それを全部徒歩でしなければいけないとなると、子どもを連れてはかなり大変だな、という気持ちでした。

Q.弁護士が関わってから、自動車保有を認めるという連絡を福祉事務所からもらったときはどういう気持ちでしたか。

A.ほっとしました。やっぱり車があるのとないのでは生活の大変さがかなり変わってくるので。

三重県鈴鹿市における裁判について

芦葉甫弁護士(三重弁護士会)

【裁判①:運行記録提出指導指示違反事件】

生活保護利用中の80歳女性(身体障害4級)と54歳男性(身体障害2級)の親子について、鈴鹿市は自動車の保有を認めたものの、「使用時間」「キロ数」「運転経路」「用件(具体的に)」「運転者」及び「同乗者」を記載した運行記録を提出するよう指示した上、指示に従わないとして保護停止処分を出した。津地裁は保護停止処分を違法として取消し、国家賠償請求も一部認める判決を出した。鈴鹿市は控訴したが、名古屋高裁は「日常生活に不可欠な買い物等の必要な範囲において本件車両を利用することは、むしろ、…自立した生活を送ることに資する面があった」として控訴を棄却した(その後、鈴鹿市の上告が不受理となり確定)。

【裁判②:見積書提出指導指示違反事件】

生活保護利用中の70歳女性(身体障害1級)について、鈴鹿市は、自動車を処分すべきとして、処分の見積書を提出するよう指導指示を行った上で、指示に従わないとして保護停止処分を出した。津地裁は「原告については、本件自動車の処分を強いることに合理性は認められず、その保有を認めて生活全般に活用させ、自立を助長することこそが、法…の趣旨に沿う」などとして、保護停止処分を取消し、国家賠償も一部認める判決を出した(その後、名古屋高裁が鈴鹿市の控訴を棄却し確定)。



生活保護利用者の自動車保有問題について

— 憲法学の視点から

遠藤美奈教授(早稲田大学教育・総合科学学術院)

遠藤教授には、「生活保護利用者の自動車保有問題について—憲法学の視点から」と題してご講演いただきました。

遠藤教授は、生活保護法が憲法25条で定められた生存権の具体化であることから、自動車保有への厳しい運用は、「健康で文化的な最低限度の生活」を実現する上で不可欠な人格的自律や移動の自由を過度に制約する可能性がある」と論じられました。

具体的には、保護費内での「やりくり」により自動車を維持・利用することは個人の主体性の発現であり、これが可能な範囲であれば基本的に国が介入すべきではないと示唆されています。特に公共交通機関が衰退した地域では、通院や買い物のための自動車が生命・生活維持に不可欠な場合があり、その制限は深刻な影響を与えうる点に配慮が必要とされています。

また、ケースワーカーが、保護利用者に対等な一人の人格として尊重し、自立助長という目的を達成するための生活課題を解決する存在となるよう、生活保護行政全体への支援が必要であると提言されました。



本院内意見交換会には、会場に代理も含め20人の国会議員の方にご出席をいただきました。
ありがとうございました。

日弁連は今後も、生活保護における自動車保有の要件緩和を求めて活動を続けていきます。
引き続き、よろしくお願いいたします。